○厚生労働省告示第二百八十九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、代表者を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十二年七月二十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更の日
株式会社エフィーエーシー	宮西　尚一	佐々木　洋	平成二十二年二月一日
財団法人新潟県環境衛生研究所	奥田　雄二	星野　光良	平成二十二年四月一日
社団法人浜松市薬剤師会	品川　彰彦	笹田　庸子	
社団法人鹿児島県薬剤師会	内野　悟	田畑　光一	

○厚生労働省告示第二百九十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、製品検査を行う事業所の名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十二年七月二十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

登録検査機関の名称	変更後の事業所の名称	変更前の事業所の名称	変更の日
財団法人日本穀物検定協会	財団法人日本穀物検定協会東京分析センター衣浦分析室	財団法人日本穀物検定協会中央研究所衣浦分析室	平成二十二年四月一日

○厚生労働省告示第二百九十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である社団法人岩手県薬剤師会が製品検査を行う事業所として設置した社団法人岩手県薬剤師会会営岩手県医薬品衛生検査センターについて、平成二十二年五月十日をもってその所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十二年七月二十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

変更後の事業所の所在地	変更前の事業所の所在地
岩手県盛岡市上堂三丁目十七番三十七号	岩手県盛岡市上堂四丁目五番三十四号

○厚生労働省告示第二百九十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、実施する製品検査の種類を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十二年七月二十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

登録検査機関の名称	変更後の製品検査の種類	変更前の製品検査の種類	変更の日
株式会社中部衛生検査センター	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての理化学的検査、細菌学的検査及び動物を用いる検査	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての細菌学的検査及び動物を用いる検査	平成二十二年五月一日

○厚生労働省告示第二百九十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十八条の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、次のとおり製品検査の業務の一部廃止を許可したので、同法第四十五条第四号の規定に基づき公示する。

平成二十二年七月二十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

登録検査機関の名称	廃止する製品検査の業務	廃止の日
財団法人石川県予防医学協会	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査のうち細菌学的検査及び動物を用いる検査の業務	平成二十二年四月二十七日

○厚生労働省告示第二百九十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十八条の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である社団法人埼玉県食品衛生協会について、平成二十二年四月三十日から同年八月三十一日までの間、同法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査の業務の休止を許可したので、同法第四十五条第四号の規定に基づき公示する。

平成二十二年七月二十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

○厚生労働省告示第二百九十五号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第九条第二項において準用する同令第十四条の規定により、同令第九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設（以下「登録養成施設」という。）として、次のとおり登録したので、同条第二項において準用する同令第二十条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十二年七月二十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

登録養成施設の名称及び所在地	登録年月日
帝京科学大学生命環境学部生命科学科（生命コース）「食品衛生監視員課程」 山梨県上野原市八ツ沢字乙越二千五百二十五番地	平成二十二年三月三十一日

○農林水産省告示第千百三十一号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十二年四月一日から六月三十日までの期間に係る指定肉用子牛の平均売買価格を次のとおり告示する。

平成二十二年七月二十一日　農林水産大臣　山田　正彦

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、三八一、六〇〇円
褐毛和種	一頭につき、二七七、二〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、一六八、二〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、八四、四〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、二五〇、〇〇〇円